

苫小牧工業高等専門学校サテライト規程

規則第112号

制 定 平成31年2月28日

(目的)

第1条 この規程は、苫小牧市との連携及び協力に関する協定を踏まえ、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第12条の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校サテライト（以下「サテライト」という。）を置き、地域の活性化に寄与するとともに、本校の教育研究の進展に資することを目的とする。

(名称及び設置場所)

第2条 サテライトは「C-base」と称し、苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル内に設置する。

(運営責任者)

第3条 サテライトの運営責任者は、地域共同研究センター長とする。

(業務)

第4条 サテライトでは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 技術経営相談業務
- 二 その他目的を達成するために必要な業務
- 2 前項の業務は、地域共同研究センターが関係委員会等の協力を得て行う。
- 3 サテライトに、第1項の業務を行うために必要な教職員を置く。

(開設時間)

第5条 サテライトの開設時間は、10時から17時までとする。ただし、サテライトの運営上必要な場合は、開設時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 サテライトの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 三 12月29日から翌年1月3日までの日
- 四 その他運営責任者が必要と認めた日

(事務)

第7条 サテライトに関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、サテライトに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月28日から施行し、平成30年10月12日から適用する。